

第 1 9 回議会運営委員会記録

平成 3 0 年 7 月 2 4 日

【開催日】 平成30年7月24日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	笹木慶之
委員	奥良秀	委員	河野朋子
委員	高松秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	吉永美子		

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 平成29年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書について
- 2 平成30年3月29日のモニター会議に向けて頂いた意見について
・・・資料1
- 3 あいサポート団体認定申請について・・・資料2
- 4 その他

午前10時 開会

大井淳一郎委員長 皆様おはようございます。ただいまより第19回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、付議事項一点目、平成29年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書についてです。この件につきまして、本日は参考人として、陳情提案者であります樋口晋也さんの出席を得ております。委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼申し上げます。それでは本日の議事について申し上げます。本陳情について、参考人の方から御説明をいただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言いただきますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。それでは、陳情の内容につきまして、参考人から説明を求めます。

樋口晋也参考人 今日はお時間を頂きまして、ありがとうございます。まず、事の経緯、一連の流れを御説明申し上げたほうがいいかと思いますが、それでよろしゅうございますか。

大井淳一朗委員長 はい。よろしく申し上げます。

樋口晋也参考人 まず、昨年1年間、今年の3月31日までの任期で、市議会モニターをさせていただいておりました。それで、陳情書に付けておられます別紙1、小野議長からの文書の後段に、参加に当たっては、モニターの意見を提出してください。様式、字数は問わないけれども、これまでの意見と同様にホームページに公表するという文書を頂きまして、私はこの日どうしてもちょっと所用で出席できなかったんですが、最後、せつかく1年間やってきたということもあったので、議長からの申出の書面を受け取りましたので、私なりに考えまして、別紙2にあります1年間の市議会モニターを終えての意見ということで、御提言というか御意見を提出させていただいたということがまず一点です。陳情書に陳情趣旨とありますが、要約をしていますので、その出来事、一連のことを

お聞きいただいた上で御判断をいただいたほうがいいかと思っておりますので、記録を取っておりますので、それを書類にしていますので読み上げたいと思っております。平成29年度3月29日開催のモニター会議の案内（別紙1）を受け、意見提出（別紙2）を行ったと。そして、平成30年5月23日、ホームページを確認しましたが、その件についての記載がありませんでした。同日5月23日、15時頃、事務局を尋ね確認したところ、モニター担当の中村氏より、「大井委員長が今回の意見はホームページ等に反映させない。意見として拝聴するにとどめるとの話であった」とのことでした。私は、「それならそれで事務局より何で一本の連絡もないのかと。納得できんぞ」ということを申し上げて、「事務局のそれは役割じゃないのか」と強く叱責、抗議をいたしました。「事務局として責任はないと考えておるんか」ということを聞きましたところ、「いや、落ち度がありました」ということでした。それは事務局とのことでした。その流れで私はその担当の中村氏に、「大井委員長にどういうことなのか、直接あるいは文書にて正式に返答をもらいたい旨を事務局から大井委員長に伝えてほしい」ということを申し上げました。それで、私は事務局を後にしました。同じ5月23日の16時23分に大井委員長から電話を受けました。ここからは、ちょっと書き下ろしをしていますので、大井委員長、樋口という形でやり取りを読み上げさせていただきます。大井委員長「事務局より電話をするように言われたので電話しました」。樋口「はい」。括弧書きで二人沈黙。樋口「何でしょうか」。大井委員長「事務局から、樋口さんに電話するように言われたので電話しました」。樋口「はい」。二人沈黙。大井委員長「事務局から、電話をしてくださいと言われたので」。樋口「内容は聞かれてないんですか」。大井委員長「少し聞きましたが、取りあえず電話してくれと言われたから」。樋口「分かりました。もう一度中村君に厳しく伝えます」。括弧書きで電話を切ろうとした、ところ、大井委員長「ああ、ちょっとちょっと待ってください。大体の話は聞きました」。樋口「意見を出してくれと案内をもらったから出しているのに、おかしくないですか」。大井委員長「その文書は誰の名前で出されていますか」。樋口「小野議長名

の文書です」。大井委員長「私が出した文書でないのに、私は見ていません」。樋口「公印が押されているのに見ていないはおかしいでしょう」。大井委員長「議長が出された文書ですから、私は見ていないという話です」。ちょっとここで同じような問答がありましたので、中略しています。大井委員長「このことは、委員会か委員会協議会のどちらで決定したか忘れましたが、そのどちらかで、このたびの最後のモニターさんの意見は、参考意見として受け止め、ホームページ等に公開するという通常の取扱いをしないことを決定しました」。ここでもちょっと同じようなやり取りがあったんで、ここも中略です。大井委員長「それと、私は多忙のため、その決定が委員会であったか協議会であったかを調べることはできません」。樋口「分かりました」。これで会話が終了して電話を切りました。これが一連の出来事です。具体的にここで陳情内容の五点を挙げております。3番目の、事務局。ミスもあるんで気を付けてくださいというレベルの話です。4番、5番を先に御説明したいんですけども、委員会あるいは協議会における決定と。それが、調べることは忙しいからできませんよと。正式に議長名で出したものに対してそういう、どこで決定したかが分からない。それを調べることもできないということ、あるいは5番目の公文書いわゆる議長が出した文書の取扱いが、私が出したんでないから見てないから知らないということ。この二点についてなんですけれども、私は電話と文書で、委員長が除斥になるのではないかということを申し上げたんですけども、答弁書としては、あくまで意見公表に関する議会や事務局の対応の問題を陳情として受理したんだと。議会運営委員会の委員長として職責に基づいて行った行為であるということですが、今私が一連読み上げたことが事実であるかどうか。これは当然当事者から確認を、私の言ったことが100%事実かどうか御確認の必要があると思うんです。当然、委員長は委員長の御主張もある。一方的なものではいけないので、もちろんそれはそれを否定されれば、私はその証拠を出すとか、そういう手続を追っていくことになると思うんですが、それが、この議会運営委員会で諮られてよろしいんでしょうかという意味で先般申し上げたと。ただ、その具体的な中身を

私が出していなかったもので、そこまで出すこともないのかなと思っておったので、そういうふうに申し上げておったんですが、もう文書のやり取りをずるずるしてもしようがないということで、このことを、この場で申し上げるしかないかなということで参りました。一点目は、地方自治法の第117条における、その議事に参与することができないということに当てはまるのではなかろうかというのがまず一点目です。陳情内容のあと二点。1番、2番があります。まず、正式協議をしていただきたいということとホームページへの反映と。議長から頂いた文書にあるそのとおりの取扱いをしていただきたいと。このことについてなんです、これは今大井委員長の話とはちょっと全く別の話です。委員会で、この議会運営委員会におきまして1番、2番が否決された。これが協議会であるならば、非公式の決定なのでここで取り上げられることは何ら問題ないとは思いますが、しかし、これが委員会決定であるならば、委員会としてこれを取り上げないと決定されたことに対して、私は、いや、これはぜひ取り上げてくださいよということで私は陳情書を出したんです。しかし、議運がそれを否決したのであれば、議運が、この陳情について審議をされるというのは、筋論から言って違うのではないかと。どこかの委員会が判断して、いや、この樋口の陳情については議論をする必要がない、あるいはする必要があると。議論をする必要があると決まった場合には、その内容については議運が諮るとというのが筋論ではなかろうかと。私は、モニターとしてこの1年間やってきたときに、議長名の文書であったり、要綱に書いているそのことに沿って、要するにルールにのっとして活動してまいりました。私個人ができることなんで、議会というのは一人じゃなく複数なんでいろいろ調整が大変だというのは理解しておりますが、やはりそのルールにのっとした運用というものをさせていただきたいというのが私の主張です。以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま参考人から説明をいただきましたが、陳情の内容に載っていないことが幾つかあったんですが、申し訳ないですけど載っていないことについては、今日は審議できません。除斥うんぬんのこ

とについては、前回の議会運営委員会の場で、これは除外に当たらないと決定しました。客観的なものも幾つか要るということで全国議長会の判断を得て決定したまでです。したがって、このことについて今日はいしません。1番から5番について、問題の範囲を超えず、ルール範囲内でやっていくということです。まず、事実確認をしたいと思います。確かに、電話のやり取り、多少ちょっと違うところもあるかと。ただ、僕も記憶が曖昧なので、違うとか合っているとかは言いません。おおむねそのとおりだと思います。ただ、一点確認したいのは、議長名で出された3月19日の文書については、私は承知していない状態で、確認したいのは、委員会ではなくて協議会、しかもこの案件をメインに挙げたのではなくて、ほかの当時はいわゆるモニター設置要綱について論点整理を兼ねて協議会で議論していた。その話の延長で樋口さんから問合せがないときに、もしかしたら、今後、こうした総括意見に対してホームページに回答と併せて載せるべきではないかという問合せがあるかもしれないけれど、これはこれまでの意見と違って参考意見としてとどめるということで、意思確認を取ったというのが事実です。ですので、私がこの議長名の文書を知っているにもかかわらず、委員会あるいは協議会で、議会運営委員会のみんなに、いやこれは今回はあくまで参考意見として取り扱うという決定をしたわけではないということだけを御理解いただければと思います。この場で、せっかく来ておられますのでお話をしたいんですけども、ただ、こうした文書を私は、あくまでもこの議長文書について決裁権もありませんし、委員長で出された文書については把握する立場にあります。議長名に対して全て確認する立場にはありません。ただ、結果的にこうして陳情書まで出していただくような事態になったことについては、私、委員長として不手際があったことは、この場を借りておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。1番、2番については、この後、正式にホームページの反映に向けて協議していきたいと思っております。3番の議運決定における議会事務局の不十分な対応ということですが、事務局のほうであれば。

中村議会事務局議事係長 陳情書の3番のところにあるように、今、委員長のほうからもありました3月19日付けで樋口さんにお出しした文書、こういった事案については、先ほど参考人の樋口さんからもお話がありましたように、事務局としては、事務局内で決裁をして議長名で出した文書であるものの、モニターに関するものということで議運の委員の皆さんにお知らせすべきであるところ、私の不手際でお知らせを怠ったということで、委員長をはじめ委員の皆様、それから参考人の樋口さんにも大変御迷惑をお掛けしました。この場をお借りしましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。それと、今後の是正ということもありますので、今後そのようなことがないように対応しようと思っております。以上です。

大井淳一郎委員長 4番につきましては協議会における決定についてです。ただ、参考人が言われるように、この意見については、この取扱いについても決定するのであれば、協議会ではなくて委員会ですべきではないかというのは御指摘どおりですので、ただいまからこの意見について、1番でも申しあげましたように正式協議を委員会の場でしていきたいと思えます。以上を受けて、議会運営委員会の委員の皆様からの質疑を受けたいと思えます。何かございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは、質疑もないようですので、参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を述べていただいたことに関しまして、心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会を暫時休憩いたします。今日は、ありがとうございました。5分休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時26分 再開

大井淳一郎委員長　それでは委員会を再開いたします。先ほど参考人の方から意見を頂いた上で、モニター会議に向けて頂いた意見について、総括をして正式協議をしてほしいということがありましたので、これに基づいて正式な協議をしていきたいと思っております。お手元にあります資料1です。3名の方から意見が出されております。この意見の内容については、あらかじめ委員の皆様にお目を通していただいておりますので、これに対する議会の考えと対応についてまとめたいと思っております。本日、全てというか、そこで出された意見を基に最終的にまとめて、ホームページに公表していきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な意見をお願いしたいと思います。それでは、まず一人目からの意見ですが、1番、2番となっておりますので、順に皆様のほうからの御意見等を頂きたいと思っております。もしよろしければこの前段、山陽小野田市議会は議会改革の中でというところから対しても、何か御意見があればお伺いしたいんですが、順に行きましょうね。それでは、まずこの前段ですね。前段は、これについて、もし何か皆さんのほうでコメントするというか、考えをこうしたほうがいいんじゃないかというのがあれば、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

河野朋子委員　まず、どの意見に対しても共通することですが、やはり、この制度については初めての取組であったということについて、言い訳がましいことをいつも言って申し訳ないですけども、なかなかきちんとした制度を作ってスタートできなかったという面は、委員会の中でもたびたび話題になっていますが、改めて最後のこの意見に対しては、やはりきちんとおわびするというか、そういったことが十分できなかったという反省を、まずどの方に対しても最初は述べるべきかなと思っておりますし、今期についてはまた少しその辺りを改善して、委嘱状の交付時にそういったことを、きちんと書類だけではなくてフェーストゥフェースでそういった話もきちんとお伝えするという努力を今期はするというようなことを、どの方に対しても最初述べるべきではないかなとは思っています。

大井淳一郎委員長 確かにこれについては、私も改選前の議会運営委員会にいましたので分かるんですが、委嘱状の交付を郵送で済ませてしまったことで、最初の委嘱状交付式のときに集まっていたときに、モニターの活動内容、役割について、きちっとお伝えすべきであったということは、もうこれは再三言ってきているところです。その辺を改善するというのを、3名の方が出されておりますが、最初に述べるべきではないかということですが、出された時点ではまだそれをやっていませんが、私が聞くところによると、この前、委嘱状の交付式があってそこでモニターと意見交換をしたということを知っておりますが、そういった改善を一応しておるんですが、出された時点ではまだそういったことをしていませんので、今後していくというようなことを書いていきたいと思いますが、皆さん、そのような回答するという事でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 今委員長が言われたように、既に委嘱状の交付式を行って、そこで意見交換もしました。そのときは広聴特別委員会の委員全員が参加し、モニターは数名が欠席されたんですが、その中でしっかりこの目的・意義を議会側からモニターにもお伝えしております。モニターも、それを理解された上で今後活動していられると思っておりますので、書くのならそういうことを一番最後に書くしかないのかなと思います。今委員長が言われましたこの前段部分については、これは、最後の言葉が提出しますと書いてあるので、この部分について、議会側がどうだこうだというのは書く必要はなくて、書くのなら1番からしっかり書いていけばそれでいいのかなという気はしています。

笹木慶之副委員長 これ、実はタイムラグがあって、我々はこの後のこともある程度議論しながら、今振り返って元へ戻っているわけですが、先ほどから話がありますように、やはりスタート時点で十分な体制が取れていない状態がうかがえると。そういった中から、結果的にこういうような

疑問を生じたというところで、さっきの委員会でもかなりこの辺り議論したと思いますが、それに向けて次回への修正を加えた。それに基づいて、高松委員が言われたように既に次の段階に入っておりますが、私も、意見を以下提出しますと書いてあるので、下の照会の文書と思うんですよ、この最初の文書は。これについては、あえて回答は要らんのやないかなと思います、1番からの照会文書と。ただ、考え方として、先ほどあったようなことを付け加えて出すのはいいんですが、その辺は一考すべきだと思います。

河野朋子委員 1番と2番については、具体的に議会報告会の実施の見送りと、2番は行政側の政策についての話なんですけれど、前段の部分にやはり委嘱されたモニター同士の顔合わせもなく、対応や運営についての未熟さを強く感じ非常に残念に思いますというふうに、その辺はやっぱり運営についての指摘なので、やはりその部分については、きちんと十分でなかったということをむしろ書かないと、ほかのところ、1番や2番のところではそういう内容と違うので、前段の部分について、モニターの何かそういった制度の運用というか、その辺が具体的に書いてあるので、そこはちゃんと回答したほうがいいんじゃないかと思いました。

大井淳一郎委員長 今、意見が出されましたけれども、どうですかね。河野委員の言われた対話、運営・・・

笹木慶之副委員長 それで私が言ったのは、具体的に中身を全て網羅していくということの回答という意味ではなしに、1番からの回答をしますよね、それに当たってのね。これについては、こういうふうなことがありました。だから、こうでした。については、次のとおり回答しますというその前段の文書としての中に、今のようなことを入れるというのは構わんと思います。

大井淳一郎委員長 この方以外にも3人の方に対して、今までの不手際とかも

書きたいということを言われます。ですので、やり方とすれば、冒頭に、総括的な形で3名の方というか出されたものに対して、河野委員が言われたことを反映させた上で、順次1名ずつ答えていくという形で、一人目については、①、②と答えていく。そういう形も考えられるんですが、河野委員、そういった形もいかがです。

河野朋子委員 どちらでも特に構いません。

大井淳一郎委員長 よろしいですね。そうした形で、まず、総括的に、今後こういう改善していくということで、それから中身に入って行って1人ずつ答えていくという形で行きたいと思います。それでは①の12月議会報告会の実施見送りは残念という内容の意見ですが、これについて、皆さんのほうで。

高松秀樹委員 この部分は議会報告会の話ですね。これは広聴委員会の所管だと思っております。この場でこの議論をするのではなく、これは広聴委員会に送って、広聴委員会から回答を出していただくという形のほうがいいんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 今高松委員からありましたが、過去のこととはいえ、もともとは広聴委員会で12月は見送りましょうと決定しましたんで、その委員会の意見というか、こういう意見に対しどう思うかということを知りたいという点ではないかということですが、皆さんそれでよろしいですか、この点は。（「はい」と呼ぶ者あり）では、広聴委員会に意見を聞くということにいたします。それから、2番ですが、議会は住民を代表して、地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関というタイトルですが、中身については、保育所の再編とかコンパクトシティー等の、どちらかというと市政に対する御意見ですが、確かに中身については、我々議員も拝聴すべき内容ではありますが、これについて議会として、統一した答えというのはなかなか難しいものかなと思うんですが、皆さんの

ほうで。

高松秀樹委員 委員長が言われるように、最後の3行を除いて行政問題についてですので、モニターのいわゆる与えられた役割ではないと判断できますので、ここは回答の必要はないと。しかしながら、残りの3行については、ここに書かれているように、議会の本質に関わることなので回答するとしてはこの部分だと。しかしながら、もうこの書き方が、確信しています、頑張ってくださいという書き方なので、本当に回答が必要なのかどうなのかというのは、僕は甚だ疑問なのかと思っていますが、先ほど河野委員、委員長も言われましたように、総括的なことをどっかで書くのなら、その部分にこれに関わることを書けばいいのではないのかなと思っています。

大井淳一郎委員長 そうですね。今高松委員が言われたように総括的なところへ、この3行に対して何らかの回答をするという方向でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そして、残りのことについては、回答ができないので御意見として承りますということぐらいしか書けないので、その辺は御承知いただきたいと思います。それでは、一人目の方については以上といたします。続きまして、二人目の方です。1年間の市議会モニターを終えての意見ということです。一つ目、二つ目とありますので、一つ目ですね。一つ目は、モニターの意見をホームページ等に掲載する場合に全文掲載が原則ではないか、要約した文章について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうかといったことなんですが、皆さんの中で一つ目について。

高松秀樹委員 今回、新しいモニターのルールを広聴委員会で話し合ったと思うんですが、これは事務局中村君に言うても分からないよね。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局が違うんよね。たしか、この部分を話し合ったと思うんで、それを事務局へ確認されて、話し合っただけで結論が出ているんだら、今回からはこういうふうにしますという話だと思います。ただ

し、何月何日に提出されたうんぬんというのは、これは議論をしてないような気がしているんですけど、この辺は、事務局又は担当委員長に確認してもらえればなと思います。

大井淳一郎委員長 その辺、担当委員に確認して、広聴委員会でルールが決められているのであれば、そのルールに沿った意見ですかね。これ出された時点では全文掲載ではなかったんですけども、最後の辺りか、その辺りからは全文掲載になっているということですが、そのとおりに今なっているのか、あるいはそうでないのかについては、ルールが決められているそうなので、それについて確認した上での回答ということにしたいと思います。二つ目は、その回答についてですということですが、これについて皆さんのほうで。二つ目はその回答についてです、2ページ。それから3ページで、今後広聴委員会が対応されることですが、議運から広聴に責任が移管と、そういった内容ですね。

高松秀樹委員 この部分も広聴委員会で協議をしております。書いてあることは全くそのとおりで、広聴委員会としては、これを真摯に取り組み、担当する委員会に送付すべきものは送付して回答を出すという結論に達しております。

大井淳一郎委員長 広聴委員会から回答を出すと決定しているということですので、それに沿った回答を書くようになるのでしょうか。議会としてきちっと対応していくといったことでしょうか。それでは、三つ目です。(発言する者あり)

高松秀樹委員 二つ目の真ん中より下に、「議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということです」というところは、何らかの回答が要るのではないかなと思いますが、私の意見は議会報告会での市民の意見とモニターから出る議会の運営に関わる意見の扱いは同一

だと思っております。議会報告会での市民の意見というのは、行政に対する意見と議会に対する意見が出るとは思いますが、その議会に対する意見については、取扱いは恐らく一緒になるだろうと。それはなぜかという、議会報告会で出た市民の意見は、担当委員会に送付をされるということですから、そこは全く一緒かなと思います。違うのは、広聴委員会でも出ましたが、モニターの皆さんから要請があるのなら、いわゆる広聴委員会と言葉はちょっと定かではありませんが、いわゆるモニター会議といったのも設けることができるというふうな話が前回ありましたので、そこはモニターの皆さんというのは組織体と考えればそこは違うのかなという気はしています。

大井淳一郎委員長 高松委員から意見が出されましたが、皆さんのほうで。二つ目については、きちんと回答しますということがあったんだけど、高松委員が言われるように、議会報告会での市民の意見とモニターから出る意見の取扱いはどのように扱うか。取扱いはね、いや取扱いも基本的には担当委員会に付してということで、大きく異なるわけではないんですが、議会報告会での市民の意見とモニターから出る意見は、取扱いはどのように違うのかということについて、皆さんのほうで何らかの回答をすべきではないかということですが。皆さんのほうで何かありますでしょうか。恐らく、これを書かれた方の意図は、自分たちの出した意見について明確な回答がないことに対すること。俺たちは、議会報告会での市民の意見と変わらないのかと。そういう意味だと思うんですが、ただ、高松委員が言われるように、議会報告会の意見とモニターの意見が同じ市民の貴重な意見であることには変わらないということですよね。ですから、それはそうなんです。ただ、モニターから出された意見は、もちろん議会報告会で出された意見も同様なんですけど、それは誠実に取り扱って、できることはできるできないことはできないという、きちっとした対応をするということが趣旨だと思うんで。

高松秀樹委員 あえて違うことを言うならば、受け取る側は一緒だと思うんで

すよ。議会報告会の市民の意見もモニターの意見も一緒だと思います。しかし、モニターは議長から委嘱をされた人たちだということで、この意味合いは議会報告会に来られる人たちとは全く違うと思っていますので、意見の重たい軽いはないにしろ、モニターと議会側の関係というのはそこできちんと構築されるべきだと思っています。過去、構築されていたかという、この意見を見るとそれがされていないということなので、その反省点は広聴委員会でも出ました。そこはしっかりやりましょうと。これは市民と共に歩むと書かれておりますので、そのスタンスをもって今後も取り組んでいこうというのが広聴委員会の考え方だと思っています。

大井淳一郎委員長 今、高松委員が言われましたが、これに対して皆さんのほうで。

奥良秀委員 議会報告会での市民の意見というのは、大体が、要は、まず最初に議案の中身を説明して、議案のものが出てきます。総括として最後には、行政に対しても出てくるんで、やっぱりそこにはもうほとんどルールがないフリートークの中での意見なんで、それはモニターさんから出される意見というのは、今回の広聴の中である程度ルールを作って、議会の運営に関しての意見を出すということになっていきますので、受け取る側は今高松委員が言われるとおり、きちんとして受け取らなくてはいけません。ただ、意見としては、議会運営なのか、それとも行政に対するものなのか、また委員会ばらばらに取るものかというのは変わってきますんで、その辺はきちんと分けて考えなくてはいけないのかなと思います。

笹木慶之副委員長 私も今のところなんですが、要はこれが出された時点と現時点が違うんですね。もう既にある程度協議されて前へ進んでおるとい背景の中で、今後のことを考えて回答するならば、さっきのことはお断りするとしても、市民の意見とモニターの部分というのはそんなに

バッティングを起こすようなところは出てこないんじゃないかなと思います。いずれにしても、両者とも大事な意見であることは間違いないわけですが、それは状況に応じて適正な回答をしなくてはなりません、新しいルールにのっとった制度の確立をしながら、よりこの両者の意見が適切に反映されるように取り扱っていくべきではないかなと思います。だから、そのために開いた会議、そのためのモニターであるということ忘れてはいけないと思います。

大井淳一郎委員長 今、委員の皆様から意見が出されました。これについて、またまとめて統一的なものとして案を示して、それで皆さんの中で最終的に決定していただければと思います。いずれにしても、意見には重い軽いは特になし、その辺は特に区別はないんだけど、受け取る側であるモニター側としての、対応をきちっとしてほしいという思いをしっかりと酌み取って、また市民から出される意見はどちらかといえば市政全般にわたるけれども、モニターから出される意見はモニター設置要綱に従った、割とピンポイントな意見だと思いますので、その辺、熟慮された意見ですので、それはそれできちっと同じように対応して、これまで不十分だったところを改めるという形で対応していくということできたいと思います。また、後日回答は示します。それでは三つ目ですが、これについては、今後、広聴委員会の中でどのように話し合われるか分かりませんが、議会運営委員会とすればこの辺はモニター会議というようなもの、諮問的なものは設けないといった一定の決定をしております。これについては、また、先ほど言いましたが広聴委員会の中で今後どうしていくかを話し合っていただければと思いますので。

高松秀樹委員 この要点は附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状が出ないと解釈しておりますがいかがでしょうかという、要は解釈の問題だと思うんですが。私もここは勉強不足なんです、この部分、事務局にお聞きしたいところなんです、何か見解があればお聞きしたいし、なければまた調べていただきたいと思うんですが。

中村議会事務局長　この件についてちょっと文献等を正式に調べた解釈ではないんですが、今、このたび議長名で委嘱状を出させていただいた文面といたしましては、あくまでも議会モニターということで委嘱状を出しておりますので、附属機関でなければ出せないということはないというふうには個人的には今までの経験からはそう思っております。ちょっとその辺の文献は調べてみます。

大井淳一郎委員長　解釈上、附属機関ではない。というのは附属機関作るためには条例の根拠が要りますので、今ない状況では附属機関ではないとは、今、現実には考えております。将来的にどうなるかそれは分かりません。ただ、今の時点では附属機関ではないと解釈しているということで、今局長が言われたように附属機関ではないと委嘱状が出せないというわけではないということです。

河野朋子委員　結局、今条例上そういった附属機関という位置付けを作っていないという今の本市状況であれば、今このモニターは附属機関ではないということも、もちろん、回答を今の時点でやっぱりちゃんとするしかないのかなとは思いますが、今後のことは分かりませんが、現時点では、モニターは附属機関ではないということですし、委嘱状も正式に出すこともできると。今の時点での回答は、ちゃんとしたほうがいいんじゃないかと思えます。

大井淳一郎委員長　そういった附属機関ではないということと、それでも委嘱状は出せるということですね、そういった回答を出したいと思えます。それでは、3人目の方ですね、1年目の総括についてと書いてありますが、3ページですね。「モニターの目的は市議会の活動について市民から意見を聞き反映させることである」ということですが、これについてですね。書かれてあるように、「市議会の活動について市民から意見を聞き反映させることに対して、モニターの意見が具体的にどう反映され

ていくのだろうかというプロセスが理解できなかった」ということです。
「モニターの役割を明確化し、モニターからの意見に対して議会がどう対応したかを具体的に示す必要があると感じた」ということですね。これについては述べてあるように、モニターの役割を明確にしてほしいということも前から言われておりましたので、新しい要綱の下では第3条においてその職務を明確にしたと。取扱いについても、第3条第1号及び第2号に基づく意見という形で明確化したというふうなことですね。そのことを書くということですよ。そういったことを回答申し上げればと思います。よろしいですね、この点については。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上3名の方からの意見について協議をいたしました。広聴委員会に御意見お伺いするところはお伺いして、宿題になっているところは宿題として、最終的に取りまとめたものをホームページにアップしていきたいと考えております。

笹木慶之副委員長 今先ほど最後に言われました。モニターの目的から入った一連の問題ですが、既に改善されて前に進もうとしている状況です。そのことはそれとして、やはり広聴委員会のほうにもう一度このことを申し上げて、きちんと回答するほうがいいのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 先ほどの何人目かな、広聴の部分、一人目だったかな。これについてはもちろんですけど、この部分ですか。

笹木慶之副委員長 この部分もね。要は、反映させると今後のことも書いてありますから。

大井淳一郎委員長 今後のこと。それを広聴に。ちょっとごめんなさい、どの部分かもう一回。

笹木慶之副委員長 この一番最後の部分で、本来の目的である市議会の活動について市民から意見を聞き反映させるということに対して、モニターの

意見が具体的にどのように反映されていくのだろうかというプロセスが理解できなかったというところなんです。ですから、これから回答していこうとする広聴委員会のスタンスに懸かっているわけですから、それに対して広聴委員会でもう一度、我々はそういう議論をしたわけですが、もう一度それをきちんと広聴委員会から協議をして出してもらおうほうがよりいいのではないかということをお願いしたわけなんです。

大井淳一郎委員長 副委員長から意見が出されましたが、このプロセスについては、一応、私たちの要綱の中で意見の取扱い、第8条で改正をしたところなんです。制度設計についてはまたこの前意見交換会の中でも、あらかじめのルールについては説明してあります。今後については、またモニターから意見を頂きながらやっていくことですので、いいんじゃないですかね、この部分は。（発言する者あり）附帯意見じゃないですけど、そういった意見もあるということで伝えるということにしましょう。それでは、以上をもちまして、正式協議ですか、やりたいと思います。これはまた後日、最終的なものをまとめてホームページにアップしていきたいと思います。それでは付議事項二点目については以上といたします。それでは付議事項三点目、あいサポート団体認定申請についてということですが、これについては議長のほうから。

小野泰議長 あいサポートについては、お手元に資料があるかと思いますが、は、県が推進しておる運動でありまして、ここに書いてありますように、趣旨を理解して、研修などを活用して、この運動の普及に取り組んでいただける企業、団体を認定するということとして、民生福祉委員会から、是非ともこれに認定申請してはどうかということがありましたので、皆さん方にお諮りをしておるところです。手順としては、まず、研修が要りますんで、これについての一つの案としては、報告会が終わった後の反省会がありますんで、全員集まられるということですから、例えばそのときに研修会を行う。そして、やる取組としては、パンフレットにある「障害を知り、共に生きる」を読むことを推奨するとか、あいサポー

トバッジの着用を推奨するとか、そういったいろんなことがあろうかと思えますんで、その取組をしていくということになります。ちなみに、現在、認定をしておられる企業はシルバーセンター、障害福祉サービス事業所、山口東京理科大学、陽光園、松井製陶所。金融機関では山口県信用組合等々が入っておりますんで、議会としてもこれに積極的に取り組んではどうかということがありましたので、提案をさせていただきます。よろしくお願ひします。

大井淳一郎委員長 民生福祉常任委員長のほうから議長のほうに、このようなものがあるかどうかということで、今議長のほうから、あいサポート団体認定申請についてということですが。皆様御承知だとは思いますが。

河野朋子委員 本市議会が、あいサポーターというのに登録してはどうか、認定の申請をしてはどうかということですか。そういう提案ですか。ちょっと確認ですけれど。

大井淳一郎委員長 そうですね、はい。恐らくこの同じこういう登録団体の中で山陽小野田市議会も入って。登録したからといって、多分講習は受けると思うんですよ。こういうバッジをもらうんですけども、その先登録した後に、恐らく我々が研修で講師になるという場面はないとは思いますが、一応登録にしたらいんじゃないかということですね。

高松秀樹委員 まず二つあるんですよ。まず一つ、議運でやることですか。二つ目、資料が少な過ぎて判断できません。

大井淳一郎委員長 二つ目に対しては、もうちょっと、今日決定とかではないし、そもそも議運で決定することなのかということなんですけど、仮に民生福祉委員会がやりましようと言っても、なかなかこう議会全体でってことなので、民福だけで研修を受けてくれっというのは今までもやっていますので、そうじゃなくて議会全体。だから、多分、議運に投げられ

たと思います。これが議運の議会運営に関することかというところとちょっとそれはまた違うのかなというところもあるかもしれません。

中村議会事務局長 議運のことかというところもあるんですけど、一応議運の役割というのが三つあって、当然御存じだと思いますけど、議会の運営に関する事項ということですね。それから、二つ目が議会の会議規則委員会に関する条例等に関する事項。三つ目に、議長の諮問に関する事項というところで、三つ目の議長の諮問に関する事項に当たるのかなというふうには解釈しています。

笹木慶之副委員長 これ、提案者に質問していいんですか。（発言する者あり）
一点、ちょっと教えてほしいのは、これだけの市のいろいろなものが入っているけれども、市の議会はどこもまだ入っていないんですよね。それはどういうことなんでしょうか。

小野泰議長 そこまでは詰めてよその議会に聞いておりませんが、民生福祉委員長からは、さらに議会も入っておらないんで、先駆者としていち早く入ったらどうかということもありましたんで、そういう意味です。

大井淳一郎委員長 いずれにしても今日結論を出すことでもないと思いますんで、持ち帰っていただいて。どっちにしても議会全体で考えることでしょうかから、持ち帰っていただければと思いますが、どうしましょう。

高松秀樹委員 民生福祉の委員長が議長に諮問したと。それって口頭で諮問されたのか、それとも文書があつて諮問されたんですが、目的とか意義とか全く今の状況が分からない。どういうふうに委員長が言われたのかなと。委員長が言われたというのは、これは、委員会の意思として言われたのか、それともそうじゃないのか。どうなんかなと思って。

小野泰議長 これは、事務局にも話をされたみたいなんですが、個人的には委

員長から聞きまして、この資料を頂きました。是非ともこれを進めてほしいということでありましたので、私がそれはそれですぐにいいというわけにもいきませんので、まず、ワンクッション置いて皆さん方に御相談をしながらということで提案をさせていただいたということです。

高松秀樹委員 手続から言うとは、委員長からということは、一般的には民福の委員会の中でこれをいわゆる決定したという捉え方になる。そうでなければ、委員長は吉永議員ですので、吉永議員個人からあったのかというところは、しっかりして、こっちに伝えていただきたいと思っています。

大井淳一郎委員長 私、民福なんですけれど、正確なことを言うと、民生福祉常任委員会が終わった後、協議会の中でこの話がありました。ですので、今日の話になっちゃうんですけれど、もしこういう決定をするのであれば、委員会で決定をして、それから再度皆さんにという形を取りたいと思います。はい。では、付議事項三点目については以上といたします。付議事項四点目、その他ですが、実は9月、決算委員会があるんですが、これに向けて少し議論をしていかなきゃいけないんですが、今日なかなかあれでしょうけれど、ちょっと日程上決めておきたいのは、予算委員会のときに、初日に全体会というのをやって、1時間ぐらいの総括的な意見を聞いて、それから、分科会に付託するという流れをとっておりました。この全体会というのをやる必要があるのかということです。全体会をやらなくても、それぞれの分科会でそれぞれ説明をされるわけですし、決算書の、概要じゃないけど、そういうのはもう既に皆さん当然目を通した上での審議に当たるわけですから、それが要るのかなっていうのが、ちょっと、この前、幾つか示したものの一つですが。これだけちょっと決めておきたいと。3委員長の中で、何か協議会で取扱いについてとかされましたか。まだですか。

河野朋子委員 総括というところで考えたら、予算の場合は総括というのはあ

ったんですけれど、決算になったときに、総括っていうのはどの範囲の総括なのかっていうことがあるのと、だから、ここまで事業全体の決算全体の総括が1時間ぐらいのものが必要なかどうかと言われたら、ちょっと疑問があるのと、事業評価の様式、その辺りの説明とかいうのはやっぱり決算なので、きちんと。特に議員替わっていますので、決算のところでは、それは全体の場で必要なのかなと思ったんで、その総括をどう捉えるかによりますけれども、事業評価の仕組みとか様式、あの辺はやはりきちんと企画課からの説明がないと。ばらばらでやってしまっ
てはいけない部分なので、そこは要るとは思いました。

大井淳一郎委員長 事業評価のシートも付いてということですね。

高松秀樹委員 決算委員会の話ですよ。もう9月になるんですけれど、これは今の段階で変えることができるんですか。言わせてもらえば、全く集中審査もできないし、本会議場で形骸化を呈しているという状況かなと思って、根本的に今のやり方は、よろしくない。正しいか正しくないかは別にして、よろしくないなという気がしている。今回、時間的な部分があるのでどうなのかな又は何箇月しかたっていないんで、改選後も。どうなのかなと思いますけれども、どこまで議論が許されるのかなと思ひまして。

大井淳一郎委員長 確かに、議会運営に関することについては私たちがやっていかなきゃいけないけれど、具体的な実務については、予算委員会の中で、今矢田委員長もいますけれども、そういったことも話し合ってもらわないといけないですね。

高松秀樹委員 具体的にはですね、分科会をしていますけれども、今全体ですよ。全体が取り組んでいくというのが反対なんです、昔から。それは議論にならないからです、全体になると。分科会でやっても全体で議論にならない。同じことを何回もというか複数回やる必要があるというので、

そこを改善すべきだと思っています。

河野朋子委員　これ本当いろいろ今までやってきて、いろいろやりながらの中での議論で、どれがベストというのはなかなかないんですけど、そもそも議案を分割付託すること自体が違法であるというところから始まっているので、形骸化と言われるけれど1回委員会をきちんと開いて、そこで分科会方式にしない限りは分割付託になってしまいますよね。以前のような委員会ごとにしてしまって、その中で採決までするということが自体が分割付託になるという議論からやってきていると。一部の人だけでとかやってみるんですけど、解決策がなかなかちょっと今、見出せないというところはあるんですよね。委員会の中で終結しないというか、分科会で議論はするんだけど採決までしないので、何かやったけれど、結局どうだったんかというのを持ち越して、今言われるように全体会は議論がきちんとできない、形骸化しているというその辺りをちょっと解決しない限りは、今の問題も分割付託してもいいってなれば、何の問題のないような気もするんですけど、そもそも。分割付託をやめようというところから発したわけですよね、この問題は。どうなんですか、分割付託してもいいとなれば、委員会で終結しますよね。

大井淳一郎委員長　以前ですねそういったことを受けて、予算決算常任委員会というものを作りました。当時、高松委員も制度設計に携わっていただいたんですけども、9人の委員会を一つ作って行いました。4年間か6年間、8年間か分かりませんがやりましたよね。その中で、9人の委員とそれ以外の委員との事務量の差が余りにもひど過ぎて、大変やったということがあって、全体で関わるような仕組みを作ったんですけども、確かにそれから改選があり、それを受けて、今、何回かしているんですけども、今後この分科会を続けていくのか、それともまた別のやり方をやっていくのかというのは、ちょっと今、2年間の任期の中で考えていかなくちゃいけないかなとは思っているんですが。

河野朋子委員　少し議論してもいいんですかね。今、事務的に9人がすごく事務量が増えてというような言い方されたんですよね。確かに、私ずっと常任委員にずっと入っていたので、事務量の違いというのはもちろんあるんですけど、それ以上の弊害というのが、やっぱり例えば給食センターの問題が起きたときに、予算ではその9人だけでやるけれども、本来は総務の委員会のメンバーがきちんと議論しなくちゃいけないのに、予算の中でいつの間にか決まってしまうと、総務の委員はそこに口出しできないというか、その矛盾がすごく皆さんあって、本来所管のところできちんと議論して予算までも議論すべきところが、また別のところというのが二重になってしまったり、そこが一番の弊害だったんですよね。もちろん事務量の違いというのは実感しましたけれど。それを解決するために、今のやり方でいけば割と理にはかなっているんですよね、自分の所管のところがきちんと予算の中で議論できるという。だけど、今言われる全体で予算を最終的に採決したり、いろいろ議論するときに、何となくだらだらじゃないけど、何か形骸化しているというそこをどうにかして乗り越えていかななくちゃいけないかなど。そこが一番問題だと思うので、今の委員会が分科会というかそこをやるというところは、私は一番理にはかなっているなどは思っているんですけど、全体会の議論がちょっと余りにも何かしゃんしゃんで終わってるという、そこが、どうしたら乗り越えられるのかというんじゃないんですかね。どうなんですか。

大井淳一郎委員長　全体会の中で、各分科会長が報告してそれに質疑というのは、これは昔の分割付託の頃と変わらない。弊害が大きいのは、委員会が終わった後の本会議。矢田委員長が報告されて、これに対しては、議論、ない。そこですよ。本会議が形骸化してしまうんじゃないかということですよ。今までは、改選前は、予算決算常任委員長の報告に対していろいろ質疑応答があって、それでどうなるかという、いろいろありましたけど、そういったことがあったんですが、高松委員は以前の9人組というか、ああいうのを考えておられるんですか。議論ですので、

いろいろ意見を。

高松秀樹委員 この数年間で、やり方は1周回ったと思うんです。最初は9人でやりましょうよと。9人でやりよったんですけど、そのときに9人以外の委員に言われたのは、私たちは予算決算に関知できんやないかと。おもしろくないという話やったんです。それで、今度は二つに分けるんですね、グループを二つに分けて。最初のグループが予算を見たら、丸一年後の決算を見る。逆は、決算を見たら予算を見ると。これで皆さん携われるでしょって話だった。次は全体になった。全体でやるんですけど、全体でやると議論の精度が落ちる。20人が一つにそろったことがありましたよね。みんながそろって同じことをやったことがあった。それはちょっとあれなんでって、今の形になったんです。つまり、一周回ったんです。もちろんそれ以前は、僕も議論の中心となって分割付託は違法だということに分けたんですけど、結局分けたんだけど、議会として違法状態は回避できたんだけど、非常に議論が進まないということなんで、全てのやり方を一応やったと思うんです。ここで、もう一度きちんと整理してどういうやり方がいいのか。僕は一番駄目なのは、本会議場が形骸化することはやっぱりまずい。それと、委員会審査が終わっただけで終わることが非常にまずいと。それをクリアできる方法って一体、今までやったやり方のどれなのか。もしかしたら違法状況の中でやっているのが一番いいという結論になる可能性もある。それはやっぱり一定の議論をすべきだなという気はしますけれど。

河野朋子委員 全てを経験して本当に違法を認めるわけじゃないですけど、委員会ごとできちんと予算を審査して、最終的に採決までできるというのは、今言われたような分割付託が、私は経験した中では一番各議員もある程度きちんと参加できて、形骸化する議論にならないという意味ではそうだったと思います。だから、分割付託ができないのかとさっきから言っていたのはそういうことで、その辺はどうなるんでしょうか。

笹木慶之副委員長 私もね、立場を変えながら両方やってみたんですが、最後に言えることは、やっぱり元の形のほうが審議しやすいし、執行部も本当に答えやすいんです。いわゆる、それぞれの分割付託。かなり集中してくるし、もう一つはこれから公会計になる。そういったその過渡期でもある中で、一番は議員が、特定の人だけが委員会に出て、後の人たちが委員会に関与できない、意見を物申すことができないという仕組み、これはいかなもんかなと思う。もう一つは、現行のいわゆる分科会方式。採決を取らないんですよ。委員長報告をしますが、議場でするもので、対する質疑は限られて形骸化してしまう。他の議員がほとんど入ってこないという状態。それをまとめた委員長報告。そうしたら、分科会で意見が出なかったものは、委員長報告をしても委員長に対する質疑はないですよ。問題は最後の部分に、やはり大きな問題あると思うんです。だから、分科会でそれぞれやるのはいいんだけど、結論を出さずにそのまま次の段階に行ってしまうというところで。とすれば、やっぱり委員会が責任を持ってやる。それともう一つは、さっき河野委員が言われたけれど、予算をやるどころと事業を審議するところが違うというんで、事業には当然予算が付いているわけですから、そのところをもう一回検討して、何が一番いいのかというのを、この9月ということじゃなしに、できるだけ早く体制作りをしたほうがいいんじゃないかなと思います。特に会計制度が変わってきますから。

大井淳一朗委員長 そうですね、こういう制度設計については、2年の任期の中でやっていこうということなんけれども、段階で早くやっていかなきゃいけないなということで、今ちょっと投げ掛けを私は違う決算ですけどちょっと派生的に制度設計が出てきました。これについては、またやっていきましょう。

高松秀樹委員 やるんだったら、早くやったほうがいいと思うんですよ。だってもう決算ですから。9月が何もなければいいんですけど、今、分割付託がいいんじゃないですかという委員がもう既に二人おるというので、

議運で決めるんならば、ここは採決を取るところじゃないんで、皆さんどうですかやり変えますかという話で、誰も異議がなかったらもうそれでやるのもいいのかなという気もするんですが、そのときに事前に事務局にも相談をされて、しても問題がないかどうか。問題がなければ、9月からやり変えて、それやったら本格審議ができるわけでしょ。形骸かも回避されると。ただ、そういう違法状況じゃないのかというのが残るだけで、もちろん僕は当時推進したほうなんで、積極的なことでは意見を言いませんけれど、そういう形でできれば9月でしたほうが、いろんな問題が回避できると。先延ばしすることもないと思います。

河野朋子委員　そういう意見もあると思いますけれど、決算のところは今までどおりでやって、予算のところから新しい体制でという考え方もあると思うし、今回、決算の全体会というところで今投げ掛けられたんで、すいませんけれど元に戻せば、そこはやはりどういう形にしる全体会でやるんだったら、事業評価の方針というか、多分その辺の仕組みがきちんと出てきていると思うし、その様式ももし変わるんであればそういった説明をきちんとするという全体会が必要なので、その辺は日程に入れるべきじゃないかと思えますけれど。

大井淳一郎委員長　今9月からか3月からか、まだその先か分かりませんが、そうした制度設計、分科会と昔の分割付託の違いは、それぞれの委員会で結論をまず出すことができることと、本会議が今の言う全体会なのでそこで割といろいろな意見が出るということなんで、そういったメリットはあります。行政実務実例——昭和二十何年のこと——なんで、どこまで生きているかというのもありますし、大半が分割付託をやっていますので、そういったことも踏まえながら、今、タイミングはできれば9月遅くとも3月とか、近いうちにできるならやったほうがいいんじゃないかということですので、そういった形でまた考えていきたいと思えます。それでは、そのほか皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11 時 25 分 散会

平成 30 年（2018 年）7 月 24 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎